平成28年度

所管事項の概要

平成28年6月 教 育 委 員 会

目 次

\bigcirc	教育総務課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
\bigcirc	教育政策課 · · · · · · · 3
\bigcirc	教育財務課 · · · · · · · · 4
\bigcirc	学校経理·施設課······5
\bigcirc	教職員課 · · · · · · · · 6
\bigcirc	福利·給与課·····8
\bigcirc	高校教育課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
\bigcirc	小中学校教育課・・・・・・・・・・・・・・・・・12
\bigcirc	学力向上推進プロジェクトチーム ・・・・・・14
\bigcirc	特別支援教育課・・・・・・・・・・・・・・・・15
\bigcirc	生徒指導課 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
\bigcirc	人権教育課 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
\bigcirc	保健体育課 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 21
\bigcirc	全国高校総体推進課 · · · · · · · · · · · · · · · · · 24
\bigcirc	社会教育・文化財保護課・・・・・・・・・・・・・25
\bigcirc	研修企画·支援課······28
\bigcirc	研修推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

《教育総務課》

課長 長﨑 敬之 (電話 059-224-2946)

1 教育委員会の会議

毎月、定例の委員会を開催するほか、必要に応じて臨時の委員会を開催し、 議案等を審議します。

2 教育行政の総合企画及び連絡調整

教育行政の長期計画、重要施策の推進に関する総合企画、連絡調整を行います。

- (1)「みえ県民力ビジョン」の推進と進行管理(教育委員会関係)
- (2) 重要事業の策定に関する総合調整
- (3) 懸案事項の処理状況の把握とその進行管理
- (4) 陳情及び請願に関する総合調整

3 広聴・広報事務

教育に関する県民のニーズや意見を把握するとともに、教育施策を広く周知するため、広聴・広報活動を行うほか、連絡調整を行います。

- (1) 教育委員会ホームページの管理
- (2)「学校名簿」の作成

県内の幼・小・中・高・特別支援学校、高専、短大、大学の所在地等を まとめて教育委員会ホームページに掲載し、教育関係者の利用に供します。

(3) 教育委員会に係る広聴・広報活動の連絡調整

4 教育公報の発行

教育公報発行に関する規則に基づき、教育委員会の定める規則、告示のほか、規程、訓令、公告等の公表を要するものをまとめて公表します。

5 公益法人等の監督及び指導

教育委員会関係の公益法人等に対する監督、指導を行います。

6 教育功労者の表彰

学校教育、社会教育、学術文化、学校保健、教育行政の各分野において、 功績が顕著な者を教育功労者として表彰します。

7 後援名義の使用承認

教育委員会関係の後援名義の使用承認を行います。

8 教育行政相談

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育行政相談窓口を 設置し、県民からの相談に対応します。

9 情報業務の推進及び調整

教育委員会の情報業務の推進・調整や電子情報のセキュリティー対策を行います。

10 「学校情報ネットワークシステム」の管理運営

県立学校の全ての教職員が教育活動でパソコンを活用するインフラとしての「学校情報ネットワーク」を管理運営します。

また、校務情報の一元管理と校務処理の標準化を実現するシステムの整備を進めます。

11 危機管理の推進

教育委員会や公立学校の危機管理を推進します。

12 防災の推進

教育委員会の防災体制を確立し、公立学校の防災教育・防災対策を推進します。

課長 宮路 正弘 (電話 059-224-2951)

1 教育改革の総合的な推進

社会の変化や多様な学習ニーズに対応するため、県立高等学校の活性化や 高等学校のあり方に係る検討など、自立する力、共生する力を育むための教 育改革を総合的に推進します。

2 三重県教育改革推進会議

国が進める教育改革の動きをふまえ、本県の教育改革に関する重要な事項等について、多面的、専門的な見地から調査を行い、広い視野から審議します。

3 三重県教育ビジョンの推進

平成28年3月に策定した「三重県教育ビジョン」に基づき、本県教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策に取り組みます。教育ビジョンの県民への周知を図るとともに、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルによる進行管理を行います。

4 県立高等学校活性化の推進

現行の「県立高等学校活性化計画」に基づき、県立高等学校の活性化を推進します。なお、現計画の計画期間が平成28年度で終了することから、次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」を策定します。策定にあたっては、三重県教育改革推進会議で審議をいただくとともに、各地域協議会、県立校長会等の意見や全国の状況も参考にしながら、策定を進めます。

5 県立高等学校の募集定員の策定

今後、中学校卒業者数の減少が続くことが予想されることから、三重県公 私立高等学校協議会などにおいて、中長期的な展望に立った協議を継続的に 行い、適正な募集定員を策定します。

《教育財務課》

課長 中西 秀行 (電話 059-224-2943)

1 教育委員会の予算・経理

教育委員会の予算・決算を調整し、事務局の経理を行います。

2 修学支援制度

勉学意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等の修学が困難に なっている者に対し修学奨学金を貸与するなど、修学の支援を行います。

3 教育費の負担軽減

教育に係る経済的負担軽減の適正な実施を図るため、高等学校就学支援 金と高校生等奨学給付金の円滑な支給などを行います。

《学校経理·施設課》

課長 釜須 義宏 (電話 059-224-2955)

1 県立学校運営費

県立学校運営費の効率的な執行を促し、適切な管理を行います。

2 県立学校の施設整備

(1) 耐震対策

安全な学校づくりおよび地域の避難所としての機能確保のため、非構造部材(※)の耐震対策を行います。

(2) 高等学校の活性化に係る施設の整備

「県立高等学校活性化計画」に対応した施設整備を行います。

(3)特別支援学校の施設整備

「三重県特別支援教育推進基本計画」に対応した施設整備を行います。

(4) 老朽施設の改修等

老朽化した施設・設備の改修やバリアフリー化に向けた対応を行います。

3 県立学校の財産管理

(1) 学校施設の修繕

建物の維持管理のため、校舎等の修繕を行います。

(2) 学校施設の保守点検、管理

建築物や消防設備等の法定点検を実施し、適正に管理を行います。

4 市町等立学校の施設整備の支援

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づく国庫 負担等事業の適正な執行のため、市町等を支援します。

5 市町等立学校の設置および廃止等の認可・届出

「学校教育法」第4条の規定による設置、廃止等の認可等を行います。

※ 非構造部材とは、柱、梁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、 内・外装材、照明器具、窓ガラス、設備機器、家具等をさします。

《教職員課》

課長 小見山 幸弘 (電話 059-224-2956)

1 教職員の適正配置

(1) 定数策定と教員配置

公立学校の学級編制および教職員の定数を国の配置基準を標準として定めるとともに、各学校における児童生徒の学力向上、進路指導、生徒指導等を支援するための教員を配置します。

(2) 少人数教育の推進

国における小学校1年生での35人学級編制のもと、小学校1、2年生の30人学級(下限25人)、中学校1年生の35人学級(下限25人、各学校の実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振替可能)を引き続き実施します。

平成24年度からは、国の加配定数を活用し、小学校2年生の36人以上学級を解消しています。

あわせて、小中学校において、少人数授業などを実施するための教員を 配置し、各学校の実情に応じた取組を支援するなど、きめ細かな教育を支 援します。

(3)教職員の人事

教職員一人ひとりが能力や意欲を十分に発揮し、児童生徒の視点に立った教育を一層推進することができるよう、校長の意見を十分尊重して教職員の人事配置を適切に行います。

2 教職員の採用

筆答試験(教養、専門)とともに、技能・実技試験、集団面接、個人面接など、適性や人物評価を重視した選考を実施し、教員としてふさわしい優れた人材を採用します。

教員採用選考試験 第一次選考試験 7月23日 第二次選考試験 8月18日から30日まで

3 教職員の資質向上

(1) 免許状の検定、授与

教育職員免許状の検定事務等を行い、免許状を授与します。

(2) 教員免許更新

平成21年4月1日から導入された教員免許更新制を円滑に実施します。

(3) 免許法認定講習の開設

教職員の資質向上のため、特別支援学校教諭免許状や上級免許状の取得 に必要な単位を修得するための講習を開設します。

(4) 指導が不適切である教員等への対応

指導が不適切であると考えられる教員や職務遂行能力等に課題があると 考えられる職員への研修等を実施し、指導改善や職務遂行能力の向上等を 図ります。

4 教職員育成支援のための人事評価制度の構築

平成28年4月から教職員育成支援のための人事評価制度を導入し、職員が職務遂行上発揮した能力および挙げた実績を評価し、任用、給与等の人事管理の基礎として活用することを通じて、「教職員の能力・意欲の向上」および「組織力の向上」をめざします。

5 教職員の再任用

本格的な高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識・経験を活用するなどの観点から、定年退職者で働く意欲と能力を有する者の再任用制度を継続し、適切に対応します。

6 教職員人事管理システムの運用管理

教職員人事管理システムを適正に運用し、各学校における人事配置、定数 管理、人事異動、採用試験等の業務の簡素化・効率化を図ります。

7 事務局の適正な組織運営と職員の配置

教育委員会事務局の組織・定数の適正化を図るとともに、教育行政を円滑に、また効果的に推進するための職員を配置します。

8 教職員の公務災害への対応

公務または通勤に起因する教職員の災害について、認定・補償に係る相談および申請に適切に対応します。

9 教職員に関連する争訟への対応

教職員に関わる争訟事務を担当し、処分等の適法性、妥当性について、適切に対応します。

10 教職員が働きやすい環境づくり

教職員にとって働きやすい環境としていくため、総勤務時間の縮減につな がる業務の簡素化・効率化、勤務条件の改善等を進めます。

課長 上野 公民 (電話 059-224-2950)

1 教職員の給与

- (1) 公立学校職員の給与管理および支給に関する事務を行います。
- (2) 公立学校職員の給与および旅費の制度に関する事務を行います。
- (3)公立学校職員の給与、その他人件費等の予算経理および決算に関する事務を行います。
- (4) 義務教育費国庫負担金等の申請、請求および決算経理に関する事務を行います。

2 教職員の福利

(1) 県立学校教職員の健康管理

「労働安全衛生法」および「学校保健安全法」に基づく健康診断を実施し、決定された指導区分に基づき必要な健康指導を行います。

(2) 教職員安全衛生管理体制の整備

「三重県立学校職員安全衛生管理規程」に基づき、県立学校における 健康管理体制を整備し、あわせて各市町教育委員会による安全衛生管理 体制の整備を支援します。

また、「三重県立学校職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱」に基づき、県立学校教職員に過重労働対策を実施します。

(3) 教職員のメンタルヘルス対策

心の健康問題の早期発見と適切な対応および再発防止のために「三重 県公立学校教職員精神保健管理実施要綱」に基づき、精神保健に関する 普及啓発事業、相談事業、研修事業、健康審査会、職場復帰支援等を行 います。

(4) 児童手当の支給

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、「児童手当法」に基づき、中学校修了前の子どもを養育している教職員に対し、児童手当を支給します。

(5) 教職員住宅の管理

教職員の福祉に資するため、教職員住宅の維持管理を行います。

(6) 勤労者財産形成貯蓄事業

「勤労者財産形成促進法」に基づき、小・中学校教職員の一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の手続を行います。

(7) 教職員生涯生活設計の支援

教職員および退職者が生涯生活を自ら充実できるよう、「三重県教職員 等生涯生活設計第4次推進計画」に基づき、ライフプランセミナー等を 実施します。

(8) 公立学校共済組合事業

公立学校共済組合は、「地方公務員法」第 43 条および「地方公務員等 共済組合法」に基づき設置されており、組合員および家族の生活の安定 と福祉の向上に寄与することを目的として、医療給付、年金給付、人間 ドック等の健康保持増進事業および宿泊施設の管理運営等の事業を実施 します。

(9) 一般財団法人三重県公立学校職員互助会事業

公立学校職員互助会は、「三重県公立学校職員の共済制度に関する条例」に基づき設置されており、会員および家族の福利厚生の増進を図ることを目的として、医療費補助等の給付、貸付、保険、法律相談等の事業を実施します。

課長 長谷川 敦子 (電話 059-224-3002)

1 確かな学力等の育成

- (1) グローバルな視野に立って自らの考えを伝え、異なる文化・伝統に立脚 する人々と共生できる能力・態度を育成するために、若者のネットワーク の構築、留学や海外研修の促進、英語キャンプの開催、第10回国際地学オ リンピック日本大会の開催等を行います。
 - ・世界へはばたく高校生育成支援事業
- (2) 生徒の学力の定着・向上に必要な指導方法や指導体制の工夫改善を図るための研究実践や教育課程改善に向けた取組を推進します。また、アクティブ・ラーニング (AL) 型授業の研究や学習評価の改善を積極的に進める学校を指定し、授業改善、学習評価の研究を進めます。
 - · 高等学校学力向上推進事業
- (3) 幼児児童生徒が将来の家庭生活や家族の大切さについて認識を深めるとともに、自らの能力を生かして社会に参画し、自立と共生に向けて行動する力を育成するため、家庭を築き子育てに関する意義を考える機会等を設けます。
 - ・ライフプラン教育総合推進事業

2 国際理解教育および外国人生徒教育の推進

- (1) 語学指導等を行う外国青年を招致し、国際理解教育を充実します。
 - 語学指導等を行う外国青年招致事業
- (2) 日本語指導が必要な外国人生徒が日本語を身に付け、社会の一員として 社会的自立ができるよう、外国人生徒支援専門員を配置し、JSLカリキ ュラムの充実を図り、進路指導や教育相談等の支援に取り組みます。
 - 社会的自立を目指す外国人生徒支援事業

3 産業教育の充実

- (1) 地域への愛着や絆を深め、地域社会で活躍しようとする意識を持った高校生や、グローバルな視点を身に付けた次代の専門的職業人を育成するため、地域の活性化に高校生が積極的に参画する取組、三重の食材を生かした商品開発、各種競技会への挑戦等を支援します。
 - ・未来を拓く職業人育成事業

- (2) 県立工業高等学校への専攻科設置に必要となる学習環境を整備するため の準備を進めるとともに、産業界のニーズをふまえた教育課程等について 検討を進めます。
 - 専攻科設置準備事業

4 キャリア教育の推進と就職・職場定着支援

地域社会に参画する能力と態度を備え、将来、地域社会で活躍しようとする意欲のある児童生徒を育成するため、組織的・系統的なキャリア教育の充実・改善への支援、地域の魅力ある職場や仕事等を知る機会の創出、外部人材を活用した就業体験の拡充等を行います。

また、新規高等学校卒業者が就職した職場に定着できるよう、個別の支援が必要な高校生の職場実習、外部人材を活用した就職支援・職場定着支援等を行います。

・みえの担い手育成推進事業

5 文化芸術活動の推進

各校の文化芸術活動を通じて、生徒の創造力の育成と専門的な技能の向上を図るとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性を育成します。

· 高校芸術文化祭費

6 教育設備の充実

産業教育用設備、理科教育用設備等の計画的な整備を図るとともに、老 朽化の著しい機器を更新します。

- 産業教育基盤整備事業
- 理科教育等設備整備費

7 情報教育に係る設備の充実

パソコン教室の機器を更新するとともに、高等学校案内ホームページの 更新や、県立学校の図書館資料共有ネットワークの運用管理を行います。

情報教育充実支援事業

8 学校評価の推進

各校が実施する自己評価を検証し、精度を高めるとともに、学校関係者の学校運営や教育活動への参画が促進されるよう支援します。

9 入学者選抜事務

入学者選抜を円滑に実施するため、実施要項を作成するとともに、中学 校および県立高等学校を対象に事務説明会を実施します。

課長 花岡 みどり (電話 059-224-2963)

1 学習指導の充実

(1) 道徳教育の推進

道徳教育の質の向上と充実を図るため、道徳教育推進教師を中心とした推進体制づくりや学校関係者評価等の活用による学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。また、三重県道徳教育推進委員会において、命を大切にする心を育てる道徳教育などをテーマとして協議を行い、道徳教育の改善に生かします。

「特別の教科 道徳」(「道徳科」)の本格実施に向けた研修、情報共有や先進事例の紹介を行うとともに、道徳教育用教材「三重県 心のノート」、「私たちの道徳」等、教材の適切な活用を支援します。

道徳教育総合支援事業

(2) 教科用図書の採択および給与にかかる事務

義務教育諸学校で使用される教科用図書の採択事務が公正かつ適正に行われるよう教科用図書選定審議会を開催し、教科書採択の公正確保に努めます。また、教科用図書展示会等を実施します。

全ての義務教育諸学校を対象に説明会を行い、給与事務の円滑な実施を図ります。

(3) グローバル人材の育成

「グローバル三重教育プラン」の一環として、国際的な視野を持ち、さまざまな分野で活躍する人材を育成するため、小学校3年生から「聞くこと」「話すこと」を中心とした英語教育を進め、コミュニケーション能力の素地を養います。

小学校では、ALTを活用し、フォニックス(英語の発音と綴りの関係を表すルールを学ぶ学習法)やレゴブロック等を活用した英語指導法の実践的な研究を行います。中学校では、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4領域の目標を具体化した学習到達目標の設定(CAN-DOリスト)の活用により、授業改善を推進します。

・英語コミュニケーション力向上事業

2 地域とともにある学校づくりの推進

(1) 保護者や住民等の学校運営や教育活動への参画の促進

コミュニティ・スクールや学校関係者評価等の導入および取組の充実を図り、保護者や地域住民等の学校運営や教育活動への参画を促進し、地域とともにある学校づくりを推進します。

地域住民等の知識や技能を活用した学習支援等、地域で支える教育活動を推進するとともに、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりする児童生徒を対象とした「地域未来塾」による学習支援を推進します。

- ・公立小中学校地域とともにある学校づくり支援事業
- 学校支援地域本部推進事業
- 補習等のための指導員等派遣事業

(2) 地域資源を活用した郷土教育の推進

三重県独自の教材「三重の文化」、「ふるさと三重かるた」等の効果的な活用や、中学生の発信力を育成する取組を実施し、三重について発信できる子どもの育成を図ります。また、伊勢志摩サミットを契機に、子どもふるさとサミットを開催し、郷土教育の一層の充実を図ります。

・「ふるさと三重」郷土教育推進事業

(3) 土曜日の教育活動

土曜日の授業や土曜学習等の実施状況を把握するとともに、その効果的な活用を図るため、カリキュラムの開発、外部人材等による取組を支援し、その成果を普及します。

- · 土曜授業推進事業
- ・地域による土曜日等の教育支援事業

(4) 小中一貫教育の促進

子どもの発達段階をふまえた小・中学校の円滑な接続のための取組を推進するため、 先進的な取組を行う県内の市町教育委員会による域内全域での小中一貫教育の推進 に資する効果的な取組等を支援します。

• 小中一貫教育推進事業

3 外国人児童生徒教育の充実

外国人児童生徒の就学相談や初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援します。 また、生活言語の習得に必要な初期の日本語指導や、学校生活への適応指導の充実を図 るため、外国人児童生徒巡回相談員等を配置します。

日本語で学ぶ力の育成をめざしたJSLカリキュラムの事例を普及・活用し、学習言語習得のための日本語指導の充実を図ります。

- 就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業
- ・進路を切り拓く外国人児童生徒教育推進事業

4 就学援助

県内の市町教育委員会の実情に応じた工夫などについての情報収集や共有を図りながら、各市町教育委員会が就学援助制度を円滑に実施できるよう支援します。

5 幼児教育の推進

公立幼稚園等への訪問指導による指導事例の収集・普及を推進するとともに、幼保小 接続モデルカリキュラムを作成し、幼保小の円滑な接続を支援します。

また、就学前の生活習慣の確立のためのチェックシートの普及を促進します。

• 幼児教育推進事業

担当課長 山田 正廣 (電話 059-224-2931)

1 みえの学力向上県民運動の促進

子どもたちが自らの夢や希望をかなえ、他者と支え合いながら、社会を創造していく力を身に付けられるよう、平成 24 年度から学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、県民総参加で子どもたちの学力の向上を図る、「みえの学力向上県民運動」を展開しています。

みえの学力向上県民運動セカンドステージでは、学校は質的、家庭は量的、家庭でできないことは地域で支えるという方向で取り組んでいきます。特に、家庭・地域ワーキング (仮称)を設置し、子育て世代の多い民間団体等との連携を図るなど、より具体的、実践的な取組の充実を図ります。

また、生活習慣や読書習慣の確立のためのPTAと連携してチェックシートを活用した 取組を促進します。県内一斉の集中取組期間(3回)については、市町等からの要望もふ まえ、保幼小中の特性に応じた時期の設定、期間の延長や発達段階への配慮などの工夫を 行い取組を充実します。

・みえの学力向上県民運動推進事業

2 効果的な少人数指導の研究

「わかる授業」の実現のため、効果的な少人数指導のあり方について実践的な研究を行い、その成果を普及することをとおして、各学校における授業改善を促進します。

具体的には、小中学校 101 校を実践推進校として指定し、実践的な研究を行うための非常勤講師や少人数教育定数を配置します。実践推進校では、小学校 5 年生、中学校 2 年生を対象学年に学力向上のための効果的な習熟度別少人数指導(算数・数学)、ティーム・ティーチング(小学校国語、算数、理科)について実証的な検証と普及のための研究を行っていきます。

・「わかる授業」促進事業

3 3点セット(全国学調、みえスタディ・チェック、ワークシート)の活用

県内小中学校において、全国学調、みえスタディ・チェックおよびワークシートの 3 点セット等を効果的に活用することにより、児童生徒の状況をきめ細かく把握し、「わかる授業」の充実のための組織的・継続的な PDCA サイクルの確立を図ります。具体的な取組として、校長研修会、国の調査官等を招へいした授業研究や研修会および全国学調の自校採点研修会の開催等による教師の資質の向上を図ります。また、小中学校長会からの要望をふまえ、みえの子どもたちのつまずきに対応した問題をまとめた、「三重の学V i v a!! (まなびば) セット」を引き続き作成して、県内小中学校に配付し授業改善を促進します。

・全国学調・みえスタディ・チェック・ワークシート(3点セット)活用支援事業

4 早期からの授業改善のPDCAサイクルの確立

全国学調やみえスタディ・チェックの自校採点集計結果等を速やかに提供し、早期からの授業改善のPDCAサイクルの確立を促進します。

また、全国学調やみえスタディ・チェックから明らかになったみえの子どもたちのつまずきに対応したワークシートを提供することにより、児童生徒一人ひとりの達成感に結び付け、学習意欲の向上を図ります。

・授業改善サイクル促進事業

《特別支援教育課》

特別支援教育課長 森井博之 (電話 059-224-2961)

1 早期からの一貫した教育支援体制整備事業

(1) 早期からの教育支援体制の充実

情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの活用を促進し、特別な支援を 必要とする幼児児童生徒への早期からの一貫した支援体制の整備を進めます。 また、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを促進します。

(2) 特別支援学校のセンター的機能の発揮

地域の小中学校、高等学校等の要請に応じて特別支援教育コーディネーター等を派遣し、本人・保護者、教員への教育相談や研修支援等を実施します。

(3) 就学に係る支援の充実

「三重県障害児就学指導委員会条例」に基づき、就学支援担当者による会議を開催して市町教育委員会と情報を共有するとともに、「教育支援の手引き」を活用した指導・助言を行うことにより、適切な就学を支援します。

(4) 教員の専門性の向上

小中学校の通級による指導を担当する教員等を対象として、発達障がいの ある児童生徒への指導・支援に係る専門性の向上や人材の育成をめざした研 修を新たに実施します。

(5) 高等学校における発達障がいのある生徒への支援

発達障がい支援員(3名)による個別の指導計画の作成支援や、生徒本人・保護者、教員への教育相談など、適切な指導と必要な支援を実施できる校内の支援体制を整備します。

(6) 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活の充実

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒と保護者を支援するため、外国人児童生徒支援員2名(ポルトガル語、スペイン語各1名)等を派遣し、指導と支援に必要な情報の翻訳や個別面談、家庭訪問等での通訳を実施します。

2 特別支援学校メディカル・サポート事業

医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加できるとともに、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校9校において、口腔・鼻腔内等の喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを実施します。

3 特別支援学校就労推進事業

(1)特別支援学校就労推進事業

外部人材(キャリア教育マネージャー1名、キャリア教育サポーター4名) を活用し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。

(2) 特別支援学校版キャリア教育プログラム構築事業

特別支援学校において計画的・組織的なキャリア教育を推進するため、特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用を進めるとともに、三重県ビルメンテナンス協会、企業、関係機関と連携した技能検定を実施します。

4 特別支援学校スクールバス等運行委託事業

特別支援学校に在籍する児童生徒が、安全に身体的にも安定した状態で通学できるよう、スクールバス 44 台を運行します。

5 特別支援学校スクールバス整備事業

特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加や、長期間の使用による車両の老朽化に対応するため、計画的にスクールバスを配備します。

6 特別支援学校学習環境等基盤整備事業

特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)、かがやき特別支援学校草の実分校・あすなろ分校、松阪地域特別支援学校(仮称)の建設にともなう備品等の学習環境を整備します。

7 特別支援学校教育内容充実事業

「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づく特別支援学校の整備を円滑に 進めるため、市町等関係機関や特別支援学校との情報共有および連携を図りま す。

また、特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加にともなう学校施設の狭隘化等の課題に対応するために、教育施設を借用して教育環境の充実を図ります。

8 特別支援学校給食調理・配送業務委託事業

学校教育活動の一環として、様々な障がいのある児童生徒の実態に応じた学校給食を実施します。

9 特別支援学校就学奨励費

特別支援教育を普及奨励するため、特別支援学校に在籍し、就学奨励費の受給を希望する幼児児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を支援し、経済的負担を軽減します。

《生徒指導課》

課長 芝﨑 俊也 (電話 059-224-2332)

1 生徒指導特別指導員等活用事業

生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員 (警察経験者および教員経験者等)を小中学校および高等学校に派遣し、 学校や生徒・保護者に対する生徒指導上の諸問題に対して、問題行動の防 止、立ち直り支援、被害者支援を行います。また、各地における学校警察 連絡協議会の連携推進等のための研修を実施します。

※ 生徒指導特別指導員等10名(県教育委員会に配置)

2 いじめ・不登校対策事業

「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」において、いじめや暴力 行為、不登校等に係る組織的な指導体制構築のための研修を校種別に実施 します。さらに、小中学校および県立学校の推進校を指定し、小中学校推 進校ではソーシャルスキルトレーニング、県立学校推進校では各校の課題 に応じた生徒の主体的な活動により、問題行動の未然防止を図ります。

また、不登校の未然防止を図るため、児童生徒の豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について調査研究を行い、モデル中学校区における成果や取組を県内の学校等に周知します。

加えて、フリースクール等民間施設との連携を進めている市町を支援することにより、不登校児童生徒の活動スペースを広げる取組を推進します。

3 学校問題解決サポート事業

生徒指導上等の問題を抱える学校に対して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、生徒指導特別指導員等を「学校問題解決サポートチーム」として学校に派遣して指導・助言するとともに、弁護士等と連携して、問題解決に向けた支援を行います。

[学校問題解決サポートチームの派遣状況]

平成 25 年度支援学校数 27 校 (小学校 6 校、中学校 14 校、高等学校 7 校) 平成 26 年度支援学校数 42 校 (小学校 14 校、中学校 18 校、高等学校 10 校) 平成 27 年度支援学校数 48 校 (小学校 13 校、中学校 17 校、高等学校 18 校)

4 スクールカウンセラー等活用事業

いじめや不登校等、学校現場における課題の解消を目指し、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めるため、スクールカウンセラーの全中学校区配置を全県的に行い、配置時間の弾力的な活用による教育相談体制の充実を図るとともに、県立高等学校を拠点とするスクールソーシャルワーカーの配置形態の導入を進め、定期的なモデル中学校区を巡回し、福祉等の関係機関と連携した支援を行います。

スクールカウンセラーの配置 526 校(小334 校、中156 校、高36 校) スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを1名増員して9名体制 (県教育委員会に配置)

5 インターネット社会を生き抜く力の育成事業

スマートフォンを持ち始める小学校3年生から中学校3年生を対象に、モデル小中学校において、情報モラルやリスクに対する能力を把握する「ネット検定」を実施し、子どもたちのインターネットの適切な利用等に対する知識・態度の育成を図ります。

また、保護者等による「ネット啓発チーム」を編成し、保護者への「ネット啓発講座」を実施し、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図ります。

さらに、全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象とした児童生徒のインターネット上の問題のある書き込みに係る検索および削除要請代行を専門業者に委託(ネットパトロール)し、その情報を基に学校での指導および啓発を行います。

〔平成27年度ネット検定〕実施校52校(小学校27校、中学校25校)参加児童生徒数7,456人

[平成27年度ネット啓発講座] 実施校41校。受講した保護者等2,387人

6 学校安全推進事業

各学校等に通学路安全対策アドバイザー等を派遣し、交通安全や防犯上の対策等を検討するとともに、交通安全マップや地域安全マップの作成の支援も行う等、学校や通学路等における安全対策を推進します。

また、小中学校に対して交通安全教室講習会および防犯教室講習会を実施し、各学校において交通安全教育・防犯教育を推進していく指導者の養成を図ります。

さらに、生徒会等を中心とした県立学校の生徒の実践的な防犯活動や、 生徒の安全を確保するため、地域の見守り体制整備への支援を行います。

《人権教育課》

課長 赤塚 久生 (電話 059-224-2732)

1 人権感覚あふれる学校づくりの推進

(1) 人権感覚あふれる学校づくり事業

県立学校において、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを推進するため、「人権学習指導資料」等の効果的な活用、人権尊重の授業づくり、小中学校や多様な主体との連携の場づくり等について実践的研究を行います。

また、研究の成果を広く県内に公開・発信します。

(2) 人権教育研究推進事業(文部科学省委託事業)

指定校および指定中学校区(5指定校、4指定中学校区)において、「三 重県人権教育基本方針」に則した「人権感覚あふれる学校づくり」の先 進的な実践研究を行い、その取組手法や指導内容等を普及させることを とおして、県内小中学校における人権教育の充実を図ります。

2 人権尊重の地域づくりの推進

(1) 子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業

教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情や学習意欲を 高めるため、学校・家庭・地域が連携して学習支援や体験活動などに取 り組む「子ども支援ネットワーク」の活動を活性化します。

3 教育関係者の取組への支援

(1) 人権教育広報:研究事業

教職員を対象に、人権学習教材や人権学習指導資料を効果的に活用するための講座の実施、先進的な指導方法や実践事例の情報提供等を行うとともに、人権教育推進に係わる相談に対応し、各学校等で人権教育が効果的に推進されるよう支援します。

また、社会状況の変化により対応を強化すべき人権問題や新たな人権 課題が生じていることから、「三重県人権施策基本方針」の改定をふまえ、 「三重県人権教育基本方針」の見直しを行います。

(2) 人権教育研修事業

小・中・県立学校において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職および人権教育推進委員会等代表者などの資質や指導力の向上を図ります。

また、人権教育について専門性をもって実践できる教職員を養成し、 その人材を活用するための支援を行います。

(3) 小学校版「人権学習指導資料」作成事業

小学校版(低中学年)の人権学習指導資料を作成・配付し、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」の育成を図ります。

4 その他

(1) 進学奨励事業

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の 終了までに進学奨励金の貸与の決定を受けていた者について、返還免除 や返還等に係る事務を行います。

課長 野垣内 靖 (電話 059-224-2973)

1 子どもの体力向上

- (1) みえ子どもの元気アップ総合推進事業
 - (1)みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業

ア みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業

- ・各小学校で体力テストを継続実施し、体力向上の目標および計画を定める元気アップシートを作成するとともに、県教育委員会に元気アップコーディネーターを配置し、PDCAサイクル(プランの作成、1学校1運動の取組、結果分析、改善)が確立するよう、学校の取組を支援します。
- ・平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析概要および次年度の重点的な取組について協議する「元気アップブロック別研修会」を開催し、体力テストの結果を活用した体力向上の取組を推進します。
- ・「小学校体育指導充実非常勤講師」(以下、「体育非常勤」という。)を小学校 20 校に配置し、体育非常勤を配置する市町教育委員会担当者および各校の担当者からなる「元気アップコーディネート会議」を開催することで、体育授業の充実、体力向上の取組を推進します。
- ・体育・スポーツを学ぶ高校生などを小学校等に派遣し、体育の授業、体育的活動を支援します。
- ・幼稚園・保育所等、小学校、中・高等学校の教員等を対象とした「元気 アップ研修会」等を開催し、教員等の指導力向上に取り組みます。
- ・幼稚園・保育所等、小学校の体育的活動の支援を行う「元気アップパートーナー」を派遣し、幼児・児童の体育的活動を充実します。
- ・幼児期からの運動習慣の定着、県民の体力向上の気運を醸成するために、 幼児とその保護者等を対象とした「親子元気アップ教室」を開催します。

イ 武道等指導充実・資質向上支援事業

- ・三重県柔道協会、三重県剣道連盟、三重県相撲連盟等と連携し、指導者の人材データバンクを作成・活用するとともに、地域の武道・ダンス指導者を保健体育科授業の外部指導者として中学校へ派遣し、安全に配慮した効果的な指導が行われるよう学校を支援します。
- ・保健体育科教員対象に、武道種目(柔道・剣道・相撲)の指導力向上に 関する講習会を開催します。加えて、競技団体と連携して、外部指導者 の資質や指導力の向上を図る講習会を開催します。

②みえ子どもの元気アップ運動部活動充実事業

ア みえ子どもの元気アップ運動部活動充実事業

- ・中学校および高等学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を外部指 導者として派遣します。
- ・中学校および高等学校の部活動において、効率的かつ効果的な運営ができる指導者を育成するため、「運動部活動指導者スキルアップ研修会」および「部活動マネジメント研修」を開催し、指導者の資質・指導力の向上を図ります。
- ・運動部活動への関心を高めるため、全国中・高等学校体育大会等の大会において優秀な成績を収めた中学校および高等学校の生徒や指導者を顕彰します。

イ 運動部活動指導の工夫・改善支援事業

- ・中学校および高等学校の運動部活動における指導者不足などの課題を解 決するため、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣します。
- ・運動部活動を効果的に運営するため、スポーツ医・科学の知見に基づく 先進的な指導体制や指導の工夫・改善についての実践研究を行います。

(2) 運動部活動支援事業

①学校体育大会開催事業

中学校、高等学校等の県体育大会、東海大会の開催に要する経費を負担します。

②全国・ブロック体育大会引率教員旅費

中学校、高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の引率教員にかかる旅費を支給します。

③全国・ブロック体育大会派遣費補助事業

中学校の全国体育大会および高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の派遣に要する経費を補助します。

2 健康教育の充実

(1) 学校保健総合支援事業

- ・県内の健康課題とその対策を検討するため、県医師会、県歯科医師会、県健 康福祉部、学校関係者等からなる協議会を設置します。
- ・「歯と口の健康づくり」「メンタルヘルス」「性に関する指導」の3つの課題 における推進地域や推進校を指定し、課題ごとに組織された支援チームを学 校に派遣し、保護者、児童生徒、教職員等に対する講話や講演会等を行いま す。

(2) がんの教育総合推進事業

- ・医療機関や市町教育委員会、県行政関係者等からなる協議会を設置し、教材 の利活用の検討や指導方法の検証を行います。
- ・モデル地域の学校に専門医を派遣し、授業実践を行います。
- ・中学校版教材を公立中学校に配付します。

(3) ライフプラン教育総合推進事業

①妊娠・出産等に関する高校生の学び支援事業

学校が産婦人科医、助産師等の専門家を招聘し、生徒、教職員、保護者等に対して、学校や生徒の実態に応じた妊娠、出産の医学的知識等の習得に関する講座や講習会等の開催にかかる支援を行います。また、教職員を対象にした講演会を開催します。

(4) 学校給食・食育推進事業

①学校給食・食育支援事業

子どもが正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食育を推進するため、学校・家庭・地域・関係機関等が連携した体制整備の支援を行うとともに、学校給食の衛生管理や異物混入防止の徹底を図ります。

また、先進的な取組の実践発表や食育推進のための食育講習会を開催します。

課長 三宅 恒之 (電話 059-224-2838)

1 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業

平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催に向け、三重県実行委員会を中心に、学校・関係団体等と連携して準備を進めることにより円滑な大会運営や本県運動部活動の充実につなげます。

(1) 大会開催準備

関係機関・団体との連絡・調整および先催県等の調査を行い、大会開催準備を進めます。また、各専門部会および分科会を開催し、各種実施要項等の策定、高校生活動推進委員会の設立等、各事業を推進します。

(2) 高校運動部活動の環境整備

平成30年度の本大会開催に向けて、高等学校の運動部活動を活性化させるために、活動に必要な備品等を整備します。

(3) 外部指導者の派遣

大会開催準備に携わる教員の負担軽減を図り、生徒の運動部活動に支 障をきたさないよう、外部指導者を派遣します。

課長 辻 善典 (電話 059-224-3322)

1 社会教育の推進

(1) 社会教育推進体制の整備

国民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、あらゆる場所において学習できる社会を構築するための一環として社会教育の推進を図っています。 このために三重県社会教育委員の会議を年3回程度開催し、本県の社会教育の取組の方向性や具体的取組について助言等を受けます。

市町における社会教育担当職員や社会教育委員等の資質向上を目的として、研修や情報交換を行います。

また、地域で子ども等を対象とした教育活動に取り組む関係者のネットワークを構築し、情報交換や地域課題の検討などを通じて関係者の資質向上を図ることにより、地域の教育力の向上につなげます。

(2) 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業

「第三次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校 等と連携して、子どもの読書活動を支える人材の資質向上を図ります。

また、市町の教育委員会や図書館、学校と連携して、小中学校の児童・ 生徒を対象に、子ども司書(読書の楽しさを周囲に伝える子ども)を育成 します。

(3) 学力向上のための高校生ビブリオバトル推進事業

高校生が自ら進んで読書に親しむ機会をつくるため、ビブリオバトル (書評合戦)を実施します。具体的には、校内大会の開催を促進するとと もに、地域大会と県大会を開催し、県大会優勝者を全国大会へ派遣します。

(4) 鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家の管理運営

集団宿泊研修を通じて自然体験や生活体験の機会を提供することにより、 心身ともに健全な青少年の育成を図ります。

(指定管理者:平成25年4月から)

鈴鹿青少年センター (公財) 三重県体育協会 熊野少年自然の家 (有) 熊野市観光公社

2 文化財管理

(1) 文化財保存管理事業

①保護審議会・審査会

三重県文化財保護審議会を年2回程度開催し、文化財の保存と活用に 関する重要事項について、調査・審議し、指定等の答申、重要事項に関 する建議を行います。

銃砲刀剣類を文化財に準ずるものとして保護するため、銃砲刀剣類登

録審査会を年5回開催し、審査・登録を行います。

天然記念物紀州犬・日本鶏の保存・繁殖を促進するため、天然記念物 紀州犬審査会および天然記念物日本鶏審査会をそれぞれ年1回開催し、 優良個体の審査・登録を行います。

②指定文化財管理

文化財保護指導委員を任命し、巡視による国・県指定文化財等の管理・ 保存状況の把握や所有者等への助言などを実施します。

③文化財保護事業

国・県指定文化財等の修復事業等に対して補助し、適正な文化財保存 と活用を図ります。

(2) 地域文化財総合活性化事業

貴重な地域資源である文化財を人づくり・まちづくりの核となる財産と 位置づけ、文化財の修復事業にあわせ、住民参加型の普及公開活動・防災 活動等に対する支援を行います。

(3) 天然記念物保存対策事業

地域を定めない天然記念物(カモシカ、オオサンショウウオ等)など、 保護対策上、広域的な調査や管理が必要なものについて、県が事業主体と なり、各種調査や保存対策を実施します。

特別天然記念物カモシカについては、保護区域である紀伊山地と鈴鹿山地を対象に、個体の生息状況や周辺環境の調査を、奈良県や和歌山県などの関係機関と連携して行います。

(4)世界遺産熊野参詣道保存管理事業

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携して取り組みます。

(5) 世界に誇る三重の文化財記録事業費

平成26年度から2か年、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」 について作成した海女漁の操業等の映像記録を再構成するなど、海女保存 会と連携して海女漁の文化財的価値について保存・継承を図ります。

3 埋蔵文化財センター

(1)管理運営

①管理運営

市町と連携し、県内の埋蔵文化財包蔵地を把握・管理します。また、 収蔵する出土品を適切に保管・活用するため、必要に応じて出土品の保 存処理を実施します。

②発掘調査公開活用事業

発掘調査現場を活用した現地説明会や展覧会の開催、出前講座をはじめとする各種総合学習支援事業を実施し、発掘資料の幅広い公開活用を進めます。

ア 普及啓発事業

学校や地域住民等に向け、学校での授業や出前講座、イベント等を通じ、発掘調査の成果を積極的に公開・活用します。また、三重県ならではの独自学習教材の作成、活用事業をサポートする「まいぶんマスター」の養成等を通じ、学校や地域に文化財への愛着が拡がるよう取り組みます。

イ 研修事業

埋蔵文化財に関する専門的知識と技術を修得し、学校教育や生涯学習の場での文化財保護意識の向上を推進するため、教職員研修、市町職員研修、行政基礎講座等を開催します。

(2) 埋蔵文化財保存事業

県営公共事業地内における埋蔵文化財について、その保護と公共事業実施の調整を図るとともに、破壊を免れない部分については緊急発掘調査を 実施し、記録保存を行います。

(3) 受託発掘調査事業

国、中日本高速道路等の事業地にかかる埋蔵文化財について、その保護 と公共事業実施の調整を図るとともに、破壊を免れない部分については緊 急発掘調査を実施し、記録保存を行います。

《研修企画・支援課》

課長 上村 由美 (電話 059-226-3512)

1 教職員研修に係る庶務・経理および財務管理

- (1) 教職員研修に係る庶務・経理事務を一元的に行い、予算等を適切に執 行します。
- (2) 三重県総合教育センターの施設管理および教職員研修の各事業に係る財産管理を行います。

2 教職員研修に係る事業の企画調整

研修事業等の企画調整を行い、教職員研修の各事業を実施します。

- (1) 教職員研修の各種事業の運営に係る基本方針の策定
- (2) 研修講座の構築および研修事業の企画調整
- (3) 大学等教育関係機関との連携
- (4) 各研究協議会等全国・県内組織の総合調整
- (5)派遣研修(新教育大学等大学院教員派遣、内地留学、社会体験研修、 県外研修等)の実施

3 学校改善活動(学校マネジメント)研修

学校改善活動の浸透・定着を図るため、新任管理職へのマネジメント研修をはじめとして、学校、教職員を支援します。

- (1) トップマネジメント研修(三重の教育談義を含む)
- (2) 学校組織力向上リーダー研修
- (3) 学校マネジメントミドルリーダー研修
- (4) 学校改善活動ファシリテーター養成研修

4 校内研修等支援

教職員の意欲を向上させるため、校内研修体制の確立や養成に応じた研修の実施等により、学校等を支援します。

- (1) 授業研究担当者育成研修に係る重点推進校支援
- (2)授業力向上支援出前研修
- (3) 自主的研究会活動に対する支援

5 教育相談

教育相談をとおして、子どもたちの心の問題等に適切な支援を行うとと もに、学校等における教育相談活動を支援します。

また、教職員が子どもたちの心の支援を行うため、心理臨床的視点から

専門的な研修を実施します。

- (1) 教育相談の実施
- (2) 学校における教育相談活動の支援
- (3) 教育相談ベーシック研修の企画運営
- (4) 教育相談担当教員研修の企画運営
- (5) ケース・カンファレンスの企画運営
- (6) 教育相談地域支援研修の企画運営
- (7) いじめ電話相談の実施
- (8) 学校サポート相談事業の企画運営
- (9) 体罰に関する電話相談窓口の設置
- (10) セクシュアル・ハラスメントに関する相談の実施

6 教職員の能力向上フォローアップ

研修受講者の指導力や資質の向上を支援します。

- (1) 指導改善研修および教員フォローアップ研修の企画実施
- (2) 職務遂行能力向上支援研修の企画実施
- (3) 研修受講者への指導助言

7 研修企画研究事業

- (1) 教育課題に関する調査研究
- (2) 教育情報提供
 - ・各種教育情報・資料の提供
- (3) ふれあい科学教室の実施

《研修推進課》

課長 大川 暢彦 (電話 059-226-3571)

1 基本研修

児童生徒の学力向上をめざしたより質の高い教育活動を行うため、教職 員の経験年数や役割に応じた研修を実施し、実践的指導力および職務遂行 能力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

- (1)教諭研修(初任、教職2~3年次、教職6年次、教職経験11年次、授業実践研修および生徒指導実践研修を含む)
- (2)養護教諭研修(新規採用、教職6年次、教職経験11年次)
- (3) 栄養教諭研修(新規採用、教職6年次、教職経験11年次)
- (4)特別支援学級等新担当教員研修
- (5) 幼稚園等教員研修(新規採用、教職経験11年次)
- (6) 常勤講師等研修(常勤講師、養護助教諭、学校栄養補助員等)
- (7) 採用前研修※任意

2 管理職研修

新任管理職を対象に研修を実施し、より質の高い教育活動を行うため、 学校マネジメント力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

(1) 管理職研修(新任校長、新任教頭)

3 主幹教諭等研修

新任主幹教諭・新任指導教諭を対象に、より質の高い教育活動を行うため、ミドルリーダーとしての学校マネジメント力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

(1) 主幹教諭等研修(新任主幹教諭、新任指導教諭)

4 学校事務職員研修

学校事務職員を対象に経験と役割に応じた研修を実施し、より質の高い教育活動を行うため、専門的能力を活用した学校マネジメント力の向上、 実践意欲の喚起を図ります。

(1) 学校事務職員研修(採用前、新規採用、経験者、主査、共同実施リーダー等)

5 教科等研修

教科等における指導内容やその方法について、知識の拡充・深化および 指導技術の向上をめざします。

- (1) 各教科の研修、小学校英語、道徳、総合的な学習の時間
- (2) 授業改善研修(県立学校教科教育研究会との連携講座)
- (3) 理数系教員養成拠点構築プログラム事業 (三重大学と共同実施)
- (4) 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業(文部科学省の委託事業)

6 テーマ研修

本県の学校教育における教育課題について、目的や対象をより明確にした研修を実施し、各領域における専門性の向上をめざします。

- (1)人権教育研修
- (2)特別支援教育研修
- (3) 多文化共生教育研修
- (4) 外国人児童生徒教育研修
- (5) キャリア教育研修
- (6) 学級経営研修
- (7) 生徒指導研修
- (8) 乳幼児教育研修
- (9) 環境教育研修

7 情報教育研修

児童生徒が興味・関心を持って主体的に参加する授業を実現するため、 教員のICT活用指導力の向上をめざします。

- (1)情報教育研修(ICTを活用した授業改善、児童生徒の情報活用能力の育成)
- (2) 情報担当者講習会(教員 I C T 活用指導力向上講習会)

8 職務・職能研修

職務に関する知識・理解の拡充と深化および技能・技術の向上をめざします。

- (1)養護教諭研修
- (2) 学校給食栄養管理者研修
- (3) 学校給食関係職員研修
- (4) 実習助手研修
- (5) 学校事務職員研修
- (6) 学校司書研修
- (7) 現業職員研修
- (8) 管理職研修

9 ブロック別研修

市町教育研究所等との連携による、教科等を中心とした共催講座を開催します。

10 ネットDE研修(インターネットを活用した研修)

悉皆研修や集合研修の事前研修としてネットDE研修を組み入れるなど、 効果的・効率的な実施をさらに推進していきます。